

広情個審第34号
平成27年12月18日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年12月24日付け広安維第492号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第94号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成26年12月24日付け広安維第492号による諮問事案（諮問第94号事案）

平成26年11月6日付けの公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月17日付け広安維第492号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同月28日付けの異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）

第1 審査会の結論

「平成22年4月9日付けで環境局産業廃棄物指導課長から照会のあった公文書のうち平成22年3月17日付け産業廃棄物処理施設設置等事業計画書（中間処理施設）（以下「本件対象公文書」という。）」の開示を求めた本件開示請求に対して、実施機関が行った本件部分開示決定を取り消し、不開示とされている項目のうち、別紙1の「審査会の判断」に記載した項目について開示することが妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の本件異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めているものです。

第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

広島市が事業者に対して行う許認可については、市民も知る権利がある。

また、当該事業者と係争中であり、申立人は知る権利がある。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を要約すると、次のとおりです。

- 1 広島市は、産業廃棄物処理施設等の設置に係り、生活環境の保全及び産業廃棄物の

適正処理の推進を図ることを目的とした「広島市産業廃棄物処理施設設置指導要綱」（以下「要綱」という。）を策定している。

本件対象公文書は、産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする申請者（以下「事業予定者」という。）が要綱第4条第1項の規定に基づきに提出した事業計画書の写しであり、広島市環境局産業廃棄物指導課長から広島市安佐南区農林建設部管理課長への意見照会の際に添付されたものである。

- 2 本件対象公文書には、個人の氏名や住所あるいは産業廃棄物処理施設の構造、附帯設備、排水処理方法等が含まれており、これらは、個人情報又は事業予定者の事業ノウハウ等に関する情報であり、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号又は同条第2号の不開示情報に該当すると認められる。

第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 そもそも、条例第5条に基づく公文書の開示請求は、市政に関する情報を市民に説明すること等を目的としています。そのため、何人にも等しく開示請求権を認めるものです。したがって、開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求をしているかといった個別的事情により、開示・不開示の判断や開示内容が異なるものではありません。

このことから、申立人が本件対象公文書の関係者であるかどうかについて、本件部分開示決定において考慮されるものではありません。

- 2 本件対象公文書は、事業予定者が要綱第4条第1項の規定により実施機関に提出した事業計画書であることが認められます。

実施機関は、本件対象公文書に記載されている項目のうち、氏名及び住所等の個人情報に関する部分並びに事業予定者の事業ノウハウ等に関する部分については、それぞれ条例第7条第1号又は同条第2号に該当するとして不開示としています。

このうち、条例第7条第2号は、法人等の団体情報のうち、公にすることにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害する（以下「事業上の支障」という。）と認められるものを不開示情報と定めていますが、不開示情報に当たると言えるためには、当該情報を開示することにより、当該法人等の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が具体的かつ客観的に認められることが必要であると解するのが相当であると考えられます。

- 3 そこで、以上のことを踏まえて、本件対象公文書の不開示とされた項目を個別に検

討します。

① 「設備の構造」、「附帯設備」、「排水処理方法」、「排ガス処理方法」、「防音対策」及び「防臭対策」

事業予定者は、要綱第7条第1項第3号の規定により地域住民等関係者に対し事業計画の説明を行うこととなっています。このことから、事業計画書に記載されている項目は、明らかに事業上の支障となるもの以外は、公にすることが予定されているものと言えます。

また、既に「処理方法」が「造粒固化」であることを開示してあり、その「設備の構造」が特段特殊なものでないと判断され、詳細な資料の開示をしないのであれば、その「設備の構造」の名前が開示されることにより、事業上の支障が生じるとは思われません。

また、この「設備の構造」の採用により「附帯設備」、「排水処理方法」、「排ガス処理方法」、「防音対策」及び「防臭対策」に記載されている内容が導き出されるものであり、その内容もノウハウ等に該当するものでないことが認められます。

したがって、これらの項目については、条例第7条第2号の不開示情報とは認められないため、開示することが妥当と考えられます。

② 「保有機材」

この項目には、事業予定者が保有している機材の種類及び台数が記載されています。これは、事業予定者の事業運営上の能力や資産等に関する情報であることが認められることから、実施機関が条例第7条第2号に該当するとして不開示としたことは妥当であると考えられます。

③ 「地元町内会」

事業予定者が設置を計画している産業廃棄物処理施設の設置場所が明らかになっていますから、地元町内会は特定されており、その町内会長は団体代表者であり、氏名は一般的に公にされています。

一方、町内会長の住所及び電話番号は、通常個人の住所及び電話番号であることが認められます。

これらのことから、「地元町内会」の項目に記載されている町内会長の氏名は開示することが妥当と考えられ、町内会長の住所及び電話番号については、実施機関が条例第7条第1号の個人情報に該当するとして不開示としたことは妥当であると考えられます。

④ 「隣地所有者及び利水権者」

隣地所有者については、土地登記簿等により公にされているものであり、また利水権（水利権）についても、河川等の水を排他的に利用等できる権利であり、慣行水利権も含め、だれが水利権者であるかは公にされるべきものと考えられることから、条例第7条第2号の不開示情報とは認められないため、開示することが妥当と

考えられます。

- ⑤ 「作業時間」、「車両立入頻度」、「現場責任者」、「搬入・搬出路の清掃頻度」及び「処分後の産業廃棄物の搬出先」

このうち「作業時間」、「車両立入頻度」及び「搬入・搬出路の清掃頻度」は、作業計画に関する情報であり、「現場責任者」は、人事配置状況であるとともに、職員個人の個人情報でもあります。また、「処分後の産業廃棄物の搬出先」は、事業活動の取引状況や内容を示す情報です。

これらは、事業活動上の秘密に関する情報と認められることから、実施機関が条例第7条第2号に該当するとして不開示としたことは妥当であると考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

箇 所	審査会の判断（開示が妥当な部分）
「設備の構造」、「附帯設備」、「排水処理方法」、「排ガス処理方法」、「防音対策」及び「防臭対策」	記載内容すべて
「地元町内会」	町内会長の氏名
「隣地所有者及び利水権者」	記載内容すべて

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 12. 24	広安維第492号の諮問を受理（諮問第94号で受理）
27. 11. 6 （第1回審査会）	第1部会で審議
27. 12. 11 （第2回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授